

- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」において、番号ポータビリティ（以下「MNP」という。）の手續についても検討を行い、当該検討会の報告書において、移転元事業者による引き止め機会のないMNPを可能とすること、及びその方法としてウェブによるMNP手續を可能とすることが有効である旨指摘された。
- また、総務省において、電気通信事業法に基づく初期契約解除制度の対象役務にMVNO音声通話付サービスを加えることに係る「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」での議論等を踏まえて、MNPと初期契約解除の両制度の実効性を確保しながら利用者保護を図るとともに、制度濫用を防止するための運用について検討を行った。
- これらの検討結果を踏まえ、「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」に係る改正を行う※もの。ガイドライン案の主なポイントは次のとおり。

※「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン(平成16年5月28日策定)」の一部を改正し、名称を変更

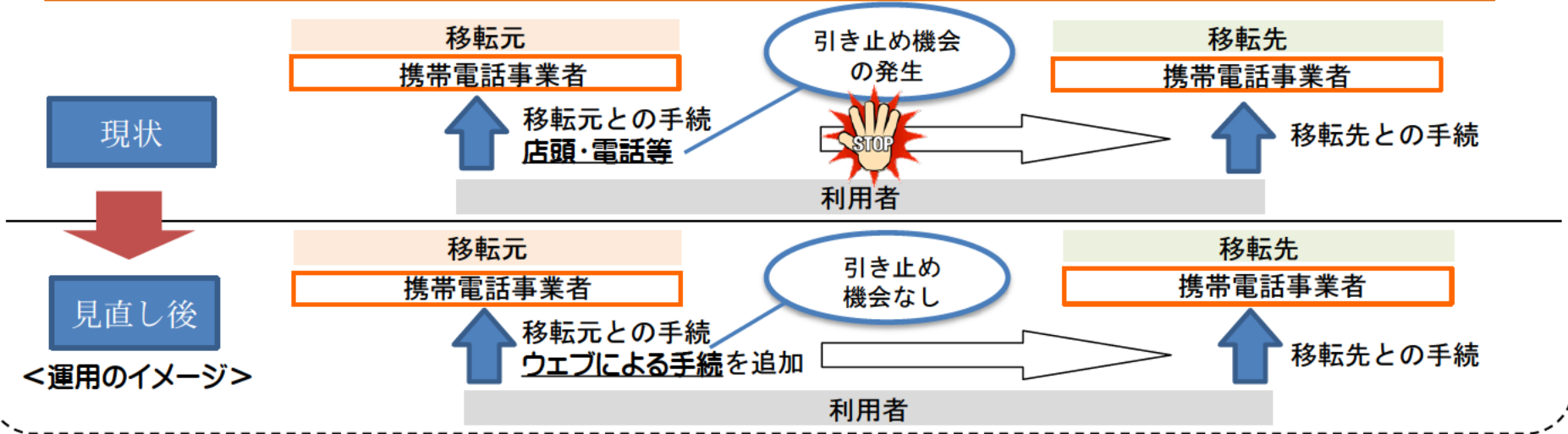
改正の主なポイント

改正項目	概要
①MNPに係る利用手續	移転元事業者におけるMNP利用手續は、対面や電話によらずウェブ（インターネット等）を利用する方法も可能とする旨を追加（対象はMNO）
②初期契約解除等が行われた場合の運用	利用者が、MNPの申込みと初期契約解除による解約申込みを行った場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話事業者において、当該利用者によるMNPを可能とした上で、初期契約解除による契約の解除に必ず必要がある ・ただし、新規の電話番号による契約をした利用者が初期契約解除を行う場合の番号ポータビリティの運用については、この限りでない とする旨を追加
③その他所要の改正	MNP導入後の運用状況や技術の進展等を踏まえ、ガイドラインの名称、MVNOによるMNPの実施、MNPの実現方式等に関する所要の改正

主な改正項目に関する参考資料

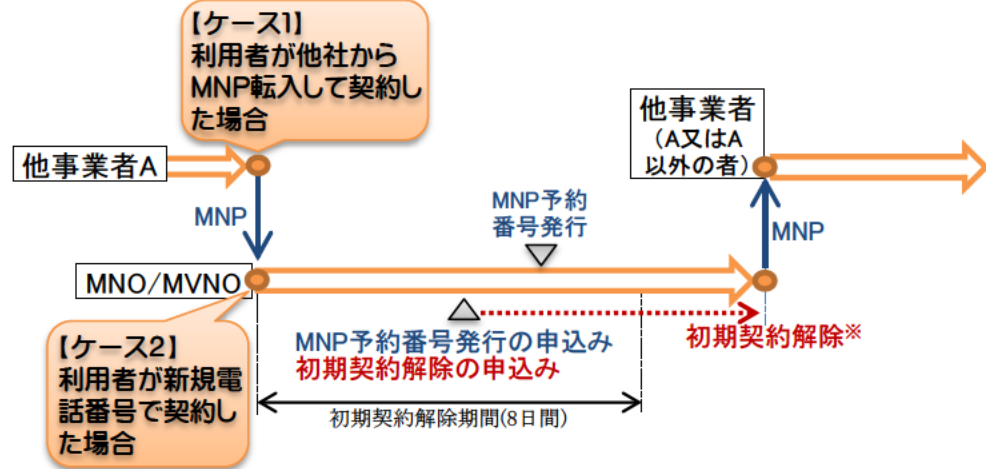
①MNPに係る利用手続

□ 移転元からの引き止め機会のないMNPが可能となるよう、MNOにおけるウェブ(インターネット等)による手続を実現。



②初期契約解除等が行われた場合のMNPの運用

<運用のイメージ>



※MNPの実施まで初期契約解除を留保することは、利用者に有利な運用であれば、それは有効となりうる。

【ケース1】
利用者が他社からMNP転入して契約した場合

<課題>
MNPが実施されないと(利用者がこれまで使ってきた電話番号が失われてしまうと)利用者保護の観点から問題がある

【ケース2】
利用者が新規電話番号で契約した場合(他社からのMNP転入でない場合)

<課題>
MNPIにより電話番号を持ち運びつつ、キャッシュバック目当てで初期契約解除制度を利用した短期解約を行うようなケースが生じている

<考え方>

- 利用者がMNPの申込みと初期契約解除による解約申込みの両方を行った場合は、両制度の実効性を確保しつつ、利用者利益を確保する図るため、MNPを可能とした上で、初期契約解除による解約を実施する必要がある。
- 他方、MNP制度創設時に想定されない制度濫用の実態、その対策を求める業界の要請を踏まえ、利用者が新規電話番号で契約した場合の初期契約解除期間に限っては、事業者はMNP予約番号の発行を見合わせる運用を可能とする。